会計

法人税等会計基準案、検討大詰め

―ASBJ、税効果会計専門委

去る9月20日、企業会計基準委員会は第40回税効果会計専門委員会を開催した。

前回（2016年9月20日号（No.1457）情報フラッシュ参照）までの議論に引き続き、63号の会計基準への移管（法人税等会計基準案）、税効果実務指針等の適用指針への移管（税効果適用指針案）について、検討が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

法人税等会計基準案

事務局より、これまでの専門委員会等での意見を踏まえ、前回までに示されていた法人税等会計基準案の文案について、いくつかの修正案が示された。

たとえば、法人税等会計基準案3項(6)に、法人税法22条を援用する形で「所得」の定義が追加され、関連する他の箇所についても修正がなされた。また、前回から議論となっている法人税等会計基準の対象範囲について、「在外子会社や国内の企業の在外支店が所在地国の法律に従って納付する税金については、基本的に本会計基準の適用範囲に含めないこととした。（以下、略）」との記載が追加された。

また、今回は公開草案を公表するにあたってのコメント募集の文案も示された。

なお、今回で専門委員会での検討は終了するとのことである。

税効果適用指針案

今回は税効果実務指針等の適用指針への移管にあたって、次の2つの論点について、議論が行われた。

(1) 子会社株式の減損に係る将来減算一時差異の取扱い

国内の100％子会社の株式の減損は、将来、損金に算入されないケースがあることから、子会社株式の減損に係る将来減算一時差異の取扱いを見直す必要があるかどうか

(2) 個別財務諸表における繰延税金負債の取扱いと、組織再編に伴い受け取った子会社株式等に係る一時差異の取扱い（個別税効果実務指針24―2項）の整理

税効果適用指針案において、税効果実務指針等を実質的に変更している箇所と、従来の取扱いを踏襲している箇所との関係についての明確化

会計

IFRS15号の原則を取り入れつつ、便法を設ける？

―ASBJ、収益認識専門委

去る9月15日、企業会計基準委員会は第70回収益認識専門委員会を開催した。

今回は、これまでの検討を踏まえ、わが国の収益認識基準の開発に向けて、全般的な進め方の方向性、具体的な進め方の審議が行われた。

基準開発の方向性

事務局から、IFRSを連結財務諸表で任意適用している企業と、日本基準を連結財務諸表および個別財務諸表で適用している企業の両方のニーズを可能な限り満たす方向で基準開発を行うことが提案され、専門委員からは賛成する声が聞かれた。

また、IFRS15号との整合性については、財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS15号の基本的な原則を取り入れることを出発点として、問題がない部分はそのままの定めとし、これまでわが国で行われて

法人企業景気予測調査（内閣府・財務省）

平成28年7―9月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金（以下、「資本金」といいます）1千万円以上の法人（ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上）を対象としています。以下は、平成28年7-9月期調査結果の概要です。

対象企業数	15,939社
回答企業数	13,062社
回収率	81.9%

景況

●貴社の景況

28年7～9月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業、中堅企業で「上昇」超、中小企業で「下降」超となっています。

先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

●国内の景況

28年7～9月期の「国内の景況判断」BSIを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超となっています。

先行きを全産業でみると、大企業は28年10～12月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業は28年10～12月期に「上昇」超に転じるものの、29年1～3月期に「下降」超となる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

雇用

28年9月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。

先行きを全産業でみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

売上高

28年度は、0.8%の減収見通しとなっています（上期2.2%の減収見込み、下期0.7%の増収見通し）。

業種別にみると、製造業、非製造業ともに減収見通しとなっています。

経常利益

28年度は、6.8%の減益見通しとなっています（上期12.8%の減益見込み、下期0.6%の減益見通し）。

業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見通しとなっています。

設備投資

28年度は、4.9%の増加見通しとなっています（上期7.0%の増加見込み、下期3.2%の増加見通し）。

業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見通しとなっています。

（注）本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

貴社の景況判断BSI（「上昇」－「下降」社数構成比）　（単位：％ポイント）

		28年4～6月 前回調査	28年7～9月 現状判断	28年10～12月 見通し	29年1～3月 見通し
大企業	全産業	▲7.9	1.9	4.9	5.0
	製造業	▲11.1	2.9	8.6	5.3
	非製造業	▲6.3	1.4	3.0	4.8
中堅企業	全産業	▲7.0	0.9	4.6	3.2
	製造業	▲6.6	0.0	8.0	1.9
	非製造業	▲7.1	1.2	3.6	3.6
中小企業	全産業	▲16.9	▲15.0	▲3.9	▲8.0
	製造業	▲15.3	▲16.0	▲4.8	▲7.4
	非製造業	▲17.2	▲14.8	▲3.7	▲8.2

国内の景況判断BSI（「上昇」－「下降」社数構成比）　（単位：％ポイント）

		28年4～6月 前回調査	28年7～9月 現状判断	28年10～12月 見通し	29年1～3月 見通し
大企業	全産業	▲9.5	▲0.9	2.2	3.0
	製造業	▲11.0	▲0.4	3.3	2.7
	非製造業	▲8.7	▲1.1	1.7	3.2
中堅企業	全産業	▲13.3	▲4.9	0.1	▲0.6
	製造業	▲12.9	▲5.1	2.5	0.9
	非製造業	▲13.4	▲4.8	▲0.6	▲1.1
中小企業	全産業	▲23.9	▲20.1	▲10.8	▲10.7
	製造業	▲26.0	▲25.2	▲13.7	▲10.7
	非製造業	▲23.5	▲19.1	▲10.2	▲10.7

きた実務等に配慮すべき項目がある場合は、比較可能性を損なわせない範囲で便法を設けることが提案された。

開発スケジュール

今後は、「ガイダンス、結論の背景、設例等の全体を確認しないと実務への影響が判明しない」、「3月決算企業の2019年3月期に早期適用が可能となることを想定」の2点を踏まえ、2017年上期中に公開草案を公表すること、および想定した時期に早期適用が可能となることを目標とすること、強制適用の時期は会計基準の内容がおおむね判明した段階で検討を行うことが事務局から提案された。

専門委員から、公開草案公表時期について、3月くらいには出してしまわないと間に合わないのでは、といった意見が聞かれた。

今後の具体的な進め方

前記を踏まえ、次のとおり進めていくことが事務局から提案された。

(1) 会計基準の範囲および用語の定義の検討を行う
(2) これまでモデルケースとして検討した項目について、方向性を決定していく
(3) 意見募集で識別した残りの論点および開示(注記事項)の検討を行う

会計

収益認識基準の開発スケジュール、議論紛糾

—ASBJ

去る9月23日、企業会計基準委員会は第345回企業会計基準委員会を開催した。

収益認識

第70回収益認識専門委員会での議論(今号本欄参照)を踏まえ、審議が行われた。

基準開発の方向性に対しては特段の反対意見はなかったが、開発スケジュールについて異論が複数聞かれた。8月公表の中期運営方針では「平成30年1月1日以後開始する事業年度に適用が可能となることを当面の目標」とされており、「2019(平成31)年3月期(2018年4月1日以後開始事業年度)に早期適用」では、12月決算企業にとって1年の遅れとなるためである。

「現時点では公開草案の公表目標(2017年上期)だけ示し、適用時期に関しては議論の進捗に応じて適宜検討していく

投資のハナシ 表裏

ロボ・アドバイザー

最近の流行語は人工知能(以下、「AI」という)。個人の資産運用の世界にも、AIが登場した。AIが運用助言をしてくれるロボ・アドバイザー(以下、「RA」という)というサービスである。AIによる運用と聞くと、AIが銘柄選択をして自動的に売買をしてくれるイメージを持つかもしれないが、そうではない。低コストを売りにした小口投資家向けファンドラップサービスと表現すればよいか。通常のファンドラップサービスは、投資家のリスク許容度や年齢等をもとに、その時期に合った最適な国内外の債券・株式・REITファンドへの投資比率に従って運用を行ってくれるサービスである。RAも基本的に同じである。オンラインで投資家の嗜好を判断するプロファイリングを行い、それに基づいて最適の資産配分を判断してくれる点が目新しいといえるか。プロファイリングでは、次のような質問が出される。

- 「あなたの年齢、年収、貯金は?」(注)
- 「好きな色は何色ですか?」
- 「交流会に参加したら知り合いが1人もいません。どうしますか?」
- 「現在の仕事に不満があります。どうしますか?」

この質問への回答から、AIが最適な資産配分比率を決定してくれるのである。人間がまったく介在せず、コンピューターだけで行われるので、既存のファンドラップサービスに比べて低コストの運営が可能となる。低コストこそがRAの最大の武器である。勘違いしてはいけないのは、AIが提供してくれるのは最適な資産配分比率であって、最良の運用パフォーマンスではないということだ。著名ファンドマネージャーの運用スキルをAIに期待してはいけない。

米国のRAの市場規模(運用資産ベース)は2015年末で600億ドルになっており、2020年には2兆ドルを超えるとの予測がある。日本でもRA専業では、お金のデザイン、ウェルスナビ、エイト証券、大手では、みずほ銀行、三菱UFJ国際投信、楽天証券がサービスを開始している。いずれ、RAが証券会社のフィナンシャルアドバイザーの職を奪うことになるのは必至で、現に、英銀RBSではRA導入による人員削減が始まっている。

RA市場は、参入障壁が低いうえ、アドバイスした運用パフォーマンスの比較が困難なため、コストで競争するしかない市場である。他社との差別化をするには、こんな付加価値のあるアドバイスが必要かもしれない。

- 「その程度の年収と貯金では、資産運用を考えるだけ無駄です。夜にアルバイトを掛け持ちして、せめて人並みの貯金をしましょう。高報酬のアルバイトを案内できます。ブラック企業と呼ばれている先ですが、よろしければ、ここをクリック」
- 「運用資産は十分ですが、その年齢で独身であることが大きな問題です。婚活サイトへの入会をご案内できます。会員レベルが低いだけに、資産をお持ちであること以外には魅力のないあなたでも相手がみつかるでしょう。よろしければ、ここをクリック」

…遠慮や気遣いをすることなく、ずばり本音を言える点もAIのよいところだ。

(注) 試しに「現在90歳で110歳まで働くつもり。運用目的は老後の資金づくり」と回答したが、受け付けてくれなかった。本当にそういう人がいたらどうするのだろうか?

(三田　哉)

ことでよいのでは」との声が聞かれており、事務局で再度検討が行われる予定。

実務対応報告18号の見直し

第91回実務対応専門委員会での議論（２０１６年10月１日号（№１４５８）情報フラッシュ参照）を踏まえ、審議が行われた。

国内子会社（関連会社）がＩＦＲＳを適用する場合に、実務対応報告18号を適用できる（18号に準ずることができる）よう改正すること等には、特段の反対意見はなかった。ただし、表題を「連結財務諸表作成における子会社の会計処理に関する当面の取扱い」とすることについては、「実質的に取り扱っている内容より広くみえる」、「『子会社』でなく『在外子会社等』ではどうか」等の意見が聞かれており、事務局で再考される見込み。

また、ＩＦＲＳに関する修正項目として、「資本性金融商品のＯＣＩオプションに関するノンリサイクリング処理」と「非上場株式に関する公正価値測定」を追加する事務局案には、特段の反対意見は聞かれなかった。一方、米国会計基準に関する修正項目として「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」を追加する事務局案には、「修正項目はできるだけ限定的であるべき」など反対する意見も聞かれた。

会計

他の退職給付制度からの補填の取扱い等、引き続き検討

―ＡＳＢＪ、退職給付専門委

去る９月20日、企業会計基準委員会は第84回退職給付専門委員会を開催した。前回（２０１６年10月１日号（№１４５８）情報フラッシュ参照）に引き続き、リスク分担型企業年金の実務対応報告案等へのコメント対応が検討された。

主な審議事項は次のとおり。

他の退職給付制度からの補填の取扱い

退職金規定により従業員に対して給付される退職金の総額は一定であるが、退職金の一部についてリスク分担型企業年金を設定している場合、当該リスク分担型企業年金は、会計上の退職給付制度の分類上、どのように判定するのか（確定拠出制度（ＤＣ）として分類してよいか）という趣旨のコメントが寄せられた。

この点、企業が支払う退職一時金制度は、退職給付会計基準（以下、「基準」という）５項に定める確定給付制度（ＤＢ）に分類される一方で、リスク分担型企業年金は基準４項に定めるＤＣに分類されることがあり得るため、両者を関連づけて判定を行うか否かが論点となる。

これに対して事務局は、両者を関連づけ、退職一時金制度とともにリスク分担型企業年金についても、基準５項に定めるＤＢと分類することとし、本実務対応報告にその旨を記載することを提案している。

各専門委員からは、「個別論点を記載すべきでない」等、記載に消極的な声が多く聞かれた。

分類の再判定と移行パターン

前回、基準５項に基づき分類を再判定した結果、ＤＣからＤＢに分類された場合の取扱いを示すことについて、事務局より２つの案が示された。しかし、専門委員からの意見や事務局の分析から、現行の基準等における用語の定義の見直しや明確化等が必要となる場合もあり、いずれの案が適切かどうかの検討には一定の時間を要すると考えられ、緊急の対応が求められていることに鑑みて、前記取扱いを示さないことが事務局より提案された。

また、ＤＢに分類される他の退職給付制度へ移行した場合の会計処理についても同様の理由から、本実務対応報告で取扱いを示さないことが提案された。

国際会計

ＩＦＲＳ４号の改訂、公表

―ＡＳＢ

去る９月12日、国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）は、ＩＦＲＳ４号の改訂「ＩＦＲＳ４号『保険契約』とＩＦＲＳ９号『金融商品』の新適用」を公表した。

本改訂は、保険契約を発行している企業が、ＩＡＳＢが現在開発しているＩＦＲＳ４号に代わる基準書を適用する前に、新たな金融商品会計基準であるＩＦＲＳ９号を適用することから生じる問題に対処するためのものである。

ＩＦＲＳ９号は、２０１８年１月１日以降開始する事業年度から適用される。これに対し、保険契約に関する新基準は２０１７年に公表予定であり、２０２０年より前に発効することはない。

このような両基準が同日に適用される見込みのない状況において、ＩＦＲＳ９号の適用により純損益が変動する影響を緩和するため、本改訂では以下のような上書きアプローチ（overlay approach）と延期アプローチ（deferral approach）の２通りのアプローチを認めている。

上書きアプローチ

保険契約に関する新基準が適用される前にＩＦＲＳ９号を適用することにより生じ得る特定の金融資産に関する純損益の変動について、保険契約を発行しているすべての企業に対して、純損益ではなくその他の包括利益に認識する選択肢を認める。この際には、純損益ではなく、その他の包括利益に計上する金額をどのように算定したかなどに関する情報を開示することが求められる。

延期アプローチ

保険に関する事業が大半を占める企業に対して、ＩＦＲＳ９号の適用を２０２１年１月１日よりも前に開始する事業年度まで一時的に延期することを認める。ＩＦＲＳ９号の適用を延期する場合には、ＩＡＳ39号「金融商品：認識及び測定」を引き続き適用することになる。この際には、企業がどのように延期アプローチを適用する要件を満たすかなどに関する情報を開示することが求められる。

＊

本改訂は、すでにＩＦＲＳ４号に含まれている選択肢を補完するものである。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2016年9月19日	ASU公開草案「ASU2014-09(顧客との契約から生じる収益(トピック606))の技術的な修正と改善：追加修正」	FASB	貸付保証手数料など4つの項目に関して、ASU2014-09を狭い範囲で修正するもの。コメント期限は、2016年10月4日まで。http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176168457260	—
2016年9月22日	ASU公開草案「債権―返済の必要がない報酬とその他の費用(サブトピック310-20)：取得した償還可能債券のプレミアムの償却」	FASB	プレミアム付きで取得した償還可能債券の償却期間を短くするもの。コメント期限は、2016年11月28日まで。http://www.fasb.org/cs/ContentServer?c=Document_C&pagename=FASB%2FDocument_C%2FDocumentPage&cid=1176168466547	—

金融

応急措置に過ぎない日銀の新たな政策

日銀は9月20、21日に開催された金融政策決定会合において、金融政策の新しい枠組みとして「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。内容は、長短金利の操作を行う「イールドカーブ・コントロール」と、消費者物価上昇率の実績値が安定的に2％の「物価安定の目標」を超えるまで、マネタリーベースの拡大方針を継続する「オーバーシュート型コミットメント」である。

「イールドカーブ・コントロール」は、短期金利と長期金利の双方をコントロールして、イールドカーブの形状を決定しようとするものである。今回は短期金利について、これまで同様に日銀当座預金の政策金利残高にマイナス0・1％のマイナス金利を適用し、長期金利は10年物国債利回りをゼロ％程度になるように買いオペを行う。買入れは、新たに日銀が指定する利回りの指値オペとする。

「オーバーシュート型コミットメント」は、マネタリーベースの拡大に関して物価目標2％を安定的に超えるまで継続するもので、これは目標実現に対する人々の信認を強化するために行う。一方で、過去の実績値から形成される予想物価上昇率は、目標値を超えるまでに時間がかかるために、柔軟性・持続性を考慮した手段としている。

今回の新たな発表の内容は、これまでのようなマイナス金利導入や資産買入れ額拡大などの積極的な政策ではなく、これまでの政策のマイナス面を補正する性格のものだ。金融機関の利ザヤ縮小といった弊害がみられた長期金利の急低下に歯止めをかけ、国債買入れ額を拡大せずに金利操作を行い、買入れ額の限界に対応している。

また2％の物価目標も達成時期にはコミットせずに時間を味方につけ、これまでの日銀に対する批判をかわすものになっている。2％の物価目標を達成する困難さや政策の手詰まり感には変わりなく、金融市場の機能正常化に向けて出口戦略を考える必要性に焦点を当てて考えるべき時である。

証券

サプライズのなかった日米の金融政策会合

9月下旬、日米同日に開催された中央銀行の金融政策会合は、時差により日銀が先行して政策決定を公表し、その後で米FRBは焦点の利上げを見送ると発表した。日銀は金融緩和の枠組みを変えるとして、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入した。長期金利は国債金利がゼロで推移するように国債買入れを続け、短期金利は日銀当座預金金利マイナス0・1％で変わらない。そしてインフレが2％を安定的に超えるまで緩和を継続する。

株式市場は、新政策の評価に戸惑ったようだったが、すぐに株高へ動いた。上昇したのは金融株が中心で、マイナス金利の深掘りがなかったことで、金融業の収益悪化が避けられると評価したようだ。この時点では米利上げの行方がわからなかったため、円相場に目を向ける必要がなく、株高へ走ったといえる。

しかし、日本の株式市場が株高で取引を終えた後、FRBは利上げを見送る決定をした。米市場にとってはサプライズではなく、常識的な株高、ドル安という結果になった。

双方の金融政策会合が終わってみると、世界の為替市場では円が独歩高となる一方、米ドルは英ポンドと並んで最弱通貨となった。日本の市場休日に円は独歩高へ押し出されたのである。

休日明けの株式市場は、海外での円高進行、米株高を受け、展開が注目されたが、結果は小幅な株安、円高修正となった。今回のイベントは、さしたる市場変動をもたらさずに終わったようだ。市場にはひとまず安心感が広がっている。

しかし、安心感は広がっても今後の方向感が生じたわけではない。市場は次のイベント、材料を模索し続けることになろう。そうした環境下では、株価は日米ともに一進一退が基本だろう。そのなかで、米市場は景気の底堅さが続いているので、良好な景気指標が出ると、株高局面の到来はあり得る。しかし、その時はFRBの利上げ時期の議論がすぐに持ち上がるため、一本調子の上昇とはいかないだろう。

日本市場は株高材料に乏しい。もちろん、はっきりと円安が進行し、企業収益が上方修正になるといった事態になれば、話は違ってくるが公算は小さい。また、現在、日本株は国際的にみてPERが低く、割安感が評価される局面があるかもしれない。